

全国初の自衛隊名簿提供違憲訴訟（RYU 裁判）

2024 年 3 月 29 日、18 歳高校生（当時）RYU（仮名）が、奈良地裁に自衛隊名簿提供違憲訴訟（RYU 裁判）の提訴を行いました。個人情報をも本人同意なしで自衛隊に提供された当事者である青年本人が原告となる全国で初めての裁判です。

1、提訴に至る経緯

私たちは当事者である青年本人を原告とする裁判を提起したいと考えました。イラク派兵違憲差止訴訟・名古屋高裁判決（2008 年）は「憲法 9 条に違反する国の行為によって、個人の生命、自由が侵害され・・・裁判所に対し当該違憲行為の差し止め請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる」と平和的生存権について明示しました。この裁判は「現に日本が他国から武力の行使を受け、あるいはその具体的危険が生じていないから、原告らは国家賠償を求める法的保護利益を有しない。」（安保法制違憲訴訟の各地の判決）というような門前払いはいけません。

RYU が裁判の原告になることを決意し、13 人の弁護団が結成され提訴に至りました。

2、自衛隊に名簿が提供された経緯

2019 年安倍元首相が「六割以上の自治体から、自衛隊員募集に必要となる所要の協力が得られていません。」と発言。2021 年 2 月 5 日、防衛省と総務省の連名で「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について（通知）」が発出。個人 4 情報の提供については、自衛隊法第 97 条第 1 項、同法施行令第 120 条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができ、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないとされました。これ以降、個人 4 情報を提供する自治体が急増。2022 年には名簿提供に応じる自治体が 6 割以上となりました。

奈良市は 2023 年 1 月 30 日、自衛隊奈良地本と「覚書」を締結し、紙媒体で提供することを決めました。これに先立つ 2022 年 7 月、除外申請制度を導入し、情報提供除外申請書の受付を開始しました。同年 7 月上旬、原告の元に、自衛隊奈良地本から郵便はがきが配達されました。「この度は、18 歳を迎えられ、高校等卒業後の進路を検討されている方及び保護者様に自衛官当の募集・採用について御案内させていただきたく、お手紙を差し上げました。」と記載されていました。この時点で、原告は未成年でした。

3、問題の本質と裁判の意義

情報の提供先が、憲法 9 条に違反する自衛隊であること、また高校卒業予定者に対する求人活動については、教育的配慮から募集活動についてさまざまな規制がなされてい

るにも関わらず、本人も保護者も知らない間に、情報が提供され、勧誘に利用されている点でも大きな問題があります。戦争する国づくりをすすめる国に、自治体が主体的判断をしないまま従い、若者を戦場におくる企みに自治体に加担するということに他なりません。裁判は、戦争をする国づくりを、人的基盤作りの面から阻止するという意義を持ちます。

原告のコメント。「自分は、戦争はない方がよいと思っています。争いごとは話し合いで解決すべきと思っているので、武器を持ってたたかう自衛隊に参加するつもりはありません。自衛隊から勧誘のはがきが届いたことは、やっぱり怖いなと思っています。全国で自分と同じような年齢の、若者の個人情報自衛隊に提供されているのはおかしいと感じています。自分が原告になることで、若者の個人情報提供を止めるようにするために、少しでもお役に立てるのなら、という気持ちで、原告になることを決意しました。」

4、訴状の概要

自衛官の本質及び自衛隊の違憲性

武力を行使する兵士には、「賭命義務(自らの命を賭けて相手を殺傷)」が課されます。

違法性

プライバシーの権利は、日本国憲法 13 条に定める幸福追求権の具体的内容の一つです。基本的人権の制約には、本人同意が必要です。同意なく目的外に個人情報の収集・保有・利用・提供が可能となるには、法令に明確に定められていることが必須となります。また、高い公益性を目的としたものでなければならないことも当然です。

自衛隊法 97 条 1 項は、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」と定めるのみで、募集事務の具体的内容を定めていません。同法施行令 120 条は、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定めていますが、同条に基づいて、募集対象者の個人情報を根こそぎ収集することは許されません。自衛隊法 97 条 1 項は個人情報の取得に関して一切触れていないのであり、その下位規範である同法施行令 120 条により広範な個人情報の取得が認められるという解釈は法の授權の限界を超えるものと言わなければなりません。自衛隊の募集事務は高度な公益性を有するものとは決していえませんが、憲法上保障された人権の制約根拠となり得ません。

除外申請制度

外部提供の例外要件は本人からの同意が前提ですが、除外申請制度は、本人からの申請がなければ提供するというものですから、その原則と例外とを逆転させるものです。加えて、制度の告知もホームページへの掲載と広報誌への簡単な記事の掲載のみであって、対象者への通知は極めて不十分です。

制度利用した市民は、自衛隊に対する忌避的な感情を持つ市民として分類されることとなります。奈良市が、除外申請制度を認めつつ、名簿を提供する行為は、非暴力の価

値観や反戦平和の思想・信条を持って自衛隊を忌避する市民を積極的に炙り出す効果を伴うものですから、思想良心の自由（憲法 19 条）の一つである「沈黙の自由」の侵害となり違憲です。

奈良市と国の共同の不法行為
権利侵害

5、全国的な支援を

たった一人の青年が、とてつもない国策に立ち向かっています。全国から力強い支援をお願いします。

（奈良県平和委員会理事長・裁判を支援する会事務局長 河戸憲次郎）